

風俗営業 と 特定遊興飲食店営業 の 添付書類 が 変わります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

改正の概要

- 1 接待飲食営業[※]に係る遵守事項・禁止行為の追加
 - ▶ 次の行為を接待飲食営業を営む風俗営業者のしてはならない行為（**遵守事項**）として規定
 - ・ 料金に関する虚偽説明
 - ・ 客の恋愛感情等につけ込んだ飲食等の要求
 - ・ 客が注文していない飲食等の提供
 - ▶ 次の行為を接待飲食営業を営む者に係る**禁止行為**として規定（**罰則あり**）
 - ・ 客に注文や料金の支払等をさせる目的での**威迫**
 - ・ **威迫や誘惑**による料金の支払等のための**売春（海外売春を含む）、性風俗店勤務、A V出演等の要求**

※ 設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 2 性風俗店によるスカウトバックの禁止
 - ▶ 性風俗店を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に**紹介料を支払うこと（いわゆる「スカウトバック」）を禁止（罰則あり）**

```
graph LR; Scout[スカウト] -- "女性客の性風俗店への紹介を依頼" --> Host[ホスト]; Host -- "当該女性客を紹介" --> Shop[性風俗店]; Shop -- "紹介料を支払" --> Scout; Note[※ 職業安定法で規制]
```
- 3 無許可営業等に対する罰則の強化
 - ▶ 風俗営業の無許可営業等に対する罰則の強化（2年以下⇒**5年以下の拘禁刑**、200万円以下⇒**1千万円以下の罰金**）
 - ▶ 両罰規定に係る法人罰則の強化（200万円以下⇒**3億円以下の罰金**）
- 4 風俗営業からの不適格者の排除
 - ▶ 次の者を風俗営業の許可に係る**欠格事由**に追加
 - ・ 親会社等（A、B及びC）が許可を取り消された法人
 - ・ 警察による立入調査後に許可証の返納（処分逃れ）をした者
 - ・ 暴力的不法行為等を行うおそれがある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

```
graph TD; A[A(親法人)] --> B[B(兄弟法人)]; A --> C[C(子法人)]; A --> D[甲(申請法人)];
```

風営適正化法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の改正

変更・追加される添付書類の概要

- ① 個人用、法人役員用、管理者用の誓約書の**変更**
 - ▶ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面が変更されます。
- ② 法人としての誓約書の**追加**
 - ▶ 申請者が法人の場合、法人として欠格事由に該当しないことを誓約する書面が追加されます。
- ③ 密接な関係を有する法人に関する書面の**追加**
 - ▶ 申請者が法人の場合、親会社等の法令で定められた密接な関係を有する法人に関する書面が追加されます。
- ④ 株主名簿の写しの**追加**
 - ▶ 申請者が株式会社の場合、会社法で定められた株主名簿の写しが追加されます。

県警のホームページには、令和7年11月28日以降の添付書類一覧と①②③のモデルを掲載します。

4 の規定が令和7年11月28日から施行
(1～3は令和7年6月28日から既に施行されています。)

※ 申請が令和7年11月28日より前であっても、許可等が11月28日以降になる場合、変更・追加される添付書類が必要となります。